

# 神奈川県立生田高等学校売店等運営事業者募集要項

平成 30 年 11 月 6 日

神奈川県立生田高等学校長  
額田 豊一

## 1 業務名

神奈川県立生田高等学校売店等運営業務

## 2 業務の内容

別添「神奈川県立生田高等学校売店等運営業務仕様書」を基本とします。ただし、提案内容の仕様書への反映等について、事業者と本校との間で協議を行い、仕様書の細部を調整の上、仕様書を確定し、契約後使用許可を得るものとします。

## 3 業務の場所

神奈川県立生田高等学校（神奈川県川崎市多摩区長沢 3 - 1 7 - 1）

### (1) 売店

面積 35.53㎡

### (2) 自動販売機

1階ホール 5台設置予定

## 4 契約期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日の3年間とします。

(ただし、目的外使用許可については、毎年度ごとに申請するものとします。)

## 5 参加資格

- (1) 本業務を円滑に遂行できる経営状況であること
- (2) 学校の児童・生徒への食事提供業務の経験を有すること
- (3) 本業務を円滑に遂行できる経営状況であること
- (4) 過去3年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと
- (5) 神奈川県の名指停止期間中の業者でないこと。
- (6) 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納していないこと
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (8) 営業は、年間営業日数130日程度、1日の営業時間は、売店は1・2・3校時授業各休み時間と昼休みまでの営業が、継続できること。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (10) 入札日の過去1年以内に、本県施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行っていないこと。

## 6 スケジュール

- |                  |       |               |
|------------------|-------|---------------|
| (1) 質問受付・説明      | 平成30年 | 11月26日～11月30日 |
| (2) 募集期間（書類受付期間） | 平成30年 | 12月 3日～12月10日 |
| (3) ヒアリング        | 平成30年 | 12月13日（午後予定）  |
| (4) 審査会          | 平成30年 | 12月20日        |
| (5) 審査結果の通知      | 平成30年 | 12月21日以降      |

## 7 応募手続き

- (1) 提出書類の様式の入手

様式は神奈川県生田高等学校のホームページでダウンロードしてください。

- (2) 質問の受付

ア 質問受付期間 平成30年11月26日～平成30年11月30日

イ 問い合わせ先

担当所属 生田高等学校

担当者 伴 恕弘

電話 044-977-9828

ファックス 044-976-9398

\*現地を確認する場合には必ず事前にご連絡下さい。

- (3) 書類の受付

次のとおり書類を提出してください。なお、内容等についての確認をすることがあるので対応してください。

ア提出書類

(ア) 要項様式1「業務実施可能申立書」

(イ) 要項様式2「神奈川県立生田高等学校売店等運營業務企画提案参加意思申出書」

(ウ) 要項様式3「企画提案書」

(エ) 要項様式4「会社概要」

(事業者独自で会社概要書を作成している場合には要項様式4とともに提出する)

(オ) 添付資料 営業経歴、営業許可証の写し、準備可能な設備の一覧表、納税を証明する書類

イ提出部数 2部（正本1部 コピー1部）

ウ提出期間 平成30年12月3日～平成30年12月10日

エ提出方法 持参又は郵送

オ提出先 〒214-0035 川崎市多摩区長沢3-17-1

神奈川県立生田高等学校 伴 恕弘 宛 電話044-977-9828

## 8 選定方法

- (1) 審査は書類審査及びヒアリング審査とします。
- (2) 書類審査及びヒアリング審査は提出書類及びヒアリング結果に基づき応募資格及び企画内容を審査します。
- (3) 書類・ヒアリング審査により総合得点の高い業者を選定します。ただし、応募資格を満た

しているものがない場合、または、最高得点が著しく低い場合は、いずれの業者も選定しない場合があります。

## 9 応募にあたっての注意事項

- (1) 売店の年間営業日数130日程度。
- (2) 売店営業時間は、1・2・3時間目休み時間及び11時50分から13時15分まで。
- (3) 受注者は発注者と協議の上、行政財産の目的外使用許可により自動販売機を設置すること。
- (4) 売店・自動販売機の使用に際しては、使用許可を受け、自動販売機については、規定の使用料を支払うものとする。

## 10 審査項目

### (1) 書類審査

評価項目	審査内容	配点
事業の安定性・継続性	・財務状況（納税の状況）	15点
事業実績	・学校等での売店運営の実績	20点
企画運営内容	・営業時間、営業期間、学校行事への対応	15点
価格設定 販売品目	・販売品目の価格（市場価格等との比較等） ・売店、自動販売機の販売品目の種類、品目	15点
運営体制	・学校との協力体制 ・生徒ニーズの取得方法	15点
安全・衛生管理体制	・衛生管理体制	20点
合計		100点

### (2) ヒアリング審査

評価項目	審査内容	配点
対応	提案に対する学校側の要望	30点
回答	学校側の疑問に対する回答	20点
合計		50点

## 11 業務の使用許可手続き

選定された事業者は、「教育財産目的外使用許可申請書」及び学校が必要とする書類等を1月末までに本校に提出するものとする。許可書の交付により、使用を許可します。

## 12 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 企画書提案書等の提出書類は返却しません。
- (3) 提出された書類は、選定以外の目的では使用することはありません。